

# 令和7年度 うなぎ稚魚漁業許可について

---

---

## うなぎ稚魚漁業の許可申請に係る説明会

令和7年10月8日（水）  
オーテピア 4階 研修室  
高知県漁業管理課

## うなぎ稚魚漁業の許可方針の概略

## 1 令和5年度の知事許可漁業への移行

- 令和5年12月1日にしらすうなぎが特定水産動植物に指定
  - 特定水産動植物の採捕の禁止
    - \* 許可等に基づき行う場合を除き、特定水産動植物の採捕を禁止（第132条）  
⇒違反者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金（第189条）
    - \* 採捕が可能な場合：許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合
  - 令和5年度に特別採捕許可から知事許可漁業に移行

## 2 うなぎ稚漁業の許可の申請と発給

- ・県から許可を受けようとする者 = 漁協など

## 高知県

県の許可告示数115  
(44地区)

・県は許可する者を決定

## ①許可の申請

(申請条件を満たした者が申請)  
・県内に住所を有する個人又は法人  
・操業区域の漁協の同意  
・操業区域に隣接する内水面漁協の同意

## ②許可の発給

（区域ごとの許可すべき数に応じて許可）  
・許可すべき数の上限を上回る申請があ  
った場合は「うなぎ稚魚漁業の許可  
の基準」で許可を受ける者を決定  
※更新が優先

## 許可を受けようとする者

※許可を受けようとする者が従事者を雇用等する場合及び集出荷を代行させる場合

### 漁業従事者(2,416名)

## 実際にシラスウナギを採捕する人 ○漁業従事者を構えて漁業を営む (許可を受けた者が選任)

- 高知県に提出
  - \* 漁業従事者名簿
  - \* 暴力団排除に関する誓約書

○集出荷する者を代行させることができる  
(許可を受けた者が認めた場合)

- 高知県に提出
  - \* 集出荷体制に関する届出書
  - \* 集出荷者名簿
  - \* 暴力団排除に関する誓約書

### 3 うなぎ稚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売

## 県内外の養鰻業者

- 許可を受けた者は県内外の養鰻業者に販売

## シラスウナギ (販売)

## 立ち入り検査を実施

## 許可を受けようとする者

## 集出荷する者

- 採捕量と集荷量は県に報告

## 採捕したシラスウナギを集荷

- 許可を受けた者が自ら行う場合
  - 許可を受けた者が他者と代行契約を締結し、行う場合

⇒許可を受けた者が認めていない者  
(場所)に持っていくことは不可

## シラスウナギ (集荷)

### 漁業従事者(2,416名)

## シラスウナギ (採捕)

# 令和7年度以降のうなぎ稚魚漁業について

## ○令和7年度の許可の概要(案)

### ・変更しない内容

- 1 漁業時期：令和8年1月1日～3月31日（約90日）
- 2 操業区域数：44地区
- 3 許可数の上限：115件
- 4 採捕量上限：600.3kg（国全体の池入れ上限：21.7トン）

### ・変更内容（案）

- 1 漁業従事者数：2,441人→2,416人への変更
- 2 操業区域：区域の見直し
- 3 採捕報告：指定様式による報告に加え、電子サービス等による報告も可能

## ○令和8年度以降の変更内容（案）

- 1 漁業従事者数の増：取締上支障がなく、採捕実績がある区域に対しては漁業従事者の増を認める

# 主な変更点の詳細

## 1 漁業従事者数

前年度 → 令和7年度（変更）  
2,441人 → 2,416人

### ○変更理由

- 適正な操業指導及び漁業管理の観点から各区域の従事者数の上限に対して申請がなかった従事者数を翌年度削減

- 前年度の漁業従事者数を上限とする

□はR6年度の従事者数が上限より少なかった区域  
※()はR6年度の上限

※前年度に許可を受けた者が改めて申請する場合は、その者に優先して、前年度の漁業従事者数を上限として、漁業従事者数を割り当てる

上限12人	申請漁業従事者	割り当て漁業従事者	
申請者A	12	12	（前年度12）
申請者B	5	0	（新規）

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	87 (90)
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御置瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68
操業区域25	深浦	2	4
操業区域26	須崎1	2	32
操業区域27	須崎2	2	25
操業区域28	須崎3	2	51
操業区域29	久礼	2	6
操業区域30	佐賀	3	144
操業区域31	上川口	4	41
操業区域32	入野	5	31
操業区域33	田野浦	2	18
操業区域34	下田	5	149
操業区域35	下ノ加江	2	16
操業区域36	小筑紫	3	46 (50)
操業区域37	片島	2	32 (36)
操業区域38	松田川	2	32
操業区域39	仁淀川	6	288
操業区域40	四万十川	6	475
操業区域41	高知市内水面	2	0 (13)
操業区域42	新川川	2	20
操業区域43	須崎市内水面	2	5
操業区域44	福良川	2	9 (10)
計		115	2416

### 前年度 → 令和7年度（変更）

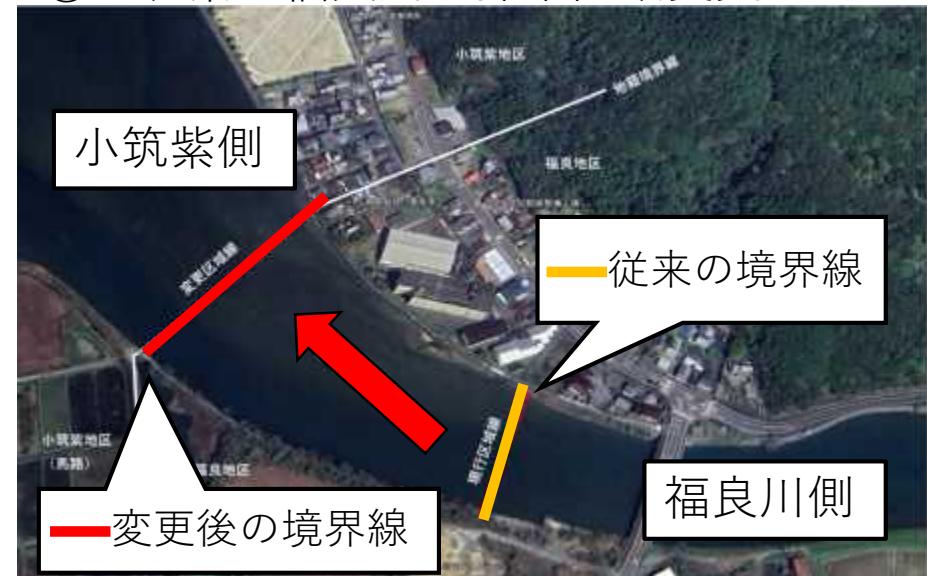
- ①小筑紫及び福良川の操業区域の変更
- ②仁淀川の操業区域の変更

#### ○変更理由

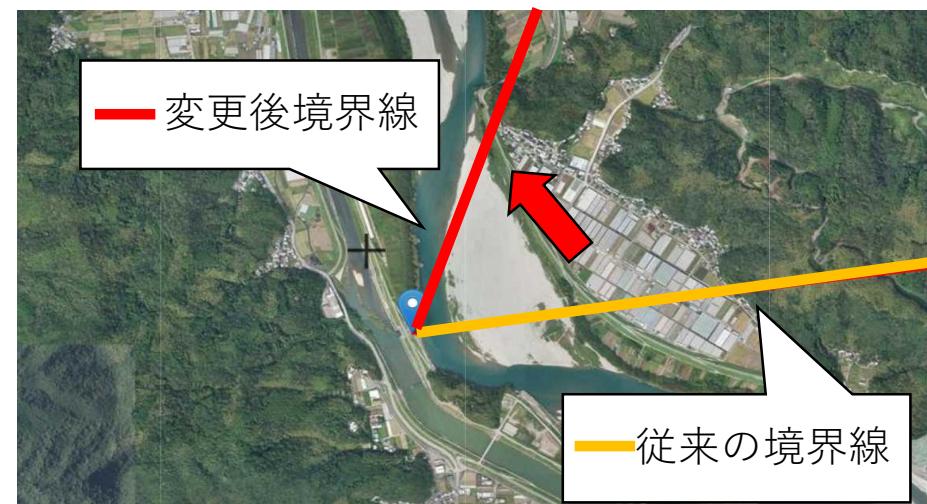
①福良川及び小筑紫の操業区域は隣接しており、福良川の河口部を境界に海側が小筑紫、上流側が福良川の操業区域となっている。福良川の漁業従事者は小筑紫との境界線付近に密集して採捕を行っており、操業に支障が出ている。一方で小筑紫側には漁業従事者がほとんどいないことから、福良川の操業区域を海側に拡大するとともに、小筑紫の操業区域を縮小。

②仁淀川の操業区域のうち、上流部の境界線はかつての漁業従事者の入川位置を基準に定められていたが、ダムの放水等によって入川位置が変化したために変更。

#### ①小筑紫・福良川の操業区域変更



#### ②仁淀川の操業区域変更



### 3 採捕報告：指定様式による報告に加え、電子サービス等により報告も可能

前年度 → 令和7年度（変更）

前年度までは採捕量、集荷量及び販売量の報告は様式 1 によって行うことを義務づけていたが、今年度からは報告内容を満たしていることを条件に電子サービス等による報告を認めるための変更。

※その他報告期日等は前年度通り

### ○变更理由

- ・許可を受けた者の報告について、デジタル化による簡略化及び迅速化を図るため

## 様式 1

様式1 <sup>レ</sup> うなぎ稚魚漁業の採捕量等の実績報告書 <sup>レ</sup>

令和 年 月 日 <sup>レ</sup>

高知県知事 様 <sup>レ</sup>

住 所 \_\_\_\_\_ <sup>レ</sup>

(法人) 名 称 \_\_\_\_\_ <sup>レ</sup>

(代表者・職) 氏 名 \_\_\_\_\_ <sup>レ</sup>

下記のとおり、うなぎ稚魚を採捕、集魚及び販売したので報告します。 <sup>レ</sup>

記 <sup>レ</sup>

1 捕獲区域 \_\_\_\_\_ <sup>レ</sup>

2 採捕量 <sup>レ</sup> 月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ <sup>レ</sup>

3 漁業従事者別の採捕量 別紙のとおり (様式1-1) <sup>レ</sup>

4 集漁量 別紙のとおり (様式1-2) <sup>レ</sup>

5 販売量 月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ kg <sup>レ</sup>

6 販売金額 別紙のとおり (様式1-3) <sup>レ</sup>

月 日～ 月 日 \_\_\_\_\_ 円 <sup>レ</sup>

## 樣式 1 - 1

## 樣式 1 – 2

## 樣式 1 – 3

## 注意事項

□ うなぎ稚魚の採捕をする意思のない者は漁業従事者に選任しないこと

※令和6年度漁期は漁業従事者2,416名のうち、327名が採捕実績がない状況

□ 許可を受けた者が漁業従事者・集出荷する者を構えて操業する場合は  
雇用契約を締結するなど関係を明確にすること

□ 許可を受けた者がうなぎ稚魚の販売に携わっていない場合は許可を受ける者として不適切なので  
許可の申請をしないこと

※許可を受ける者の判断によってしらすうなぎを販売する必要がある

※疑わしい場合には立ち入り検査を実施し、しらすうなぎの取扱伝票等を確認

□ 漁業従事者が操業区域、操業の条件などを守り適正な操業を行うように、許可を受けた者は、漁業  
従事者に確認書の署名と契約の内容等の理解の徹底を図ること

※漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識を着用すること等

## 注意事項

- 許可期間は1年なので、漁期（1月1日～3月31日）以外も許可を受けた者は、集出荷する者、漁業従事者の違反操業の防止、取締り等の協力など適切に指導すること
- うなぎ稚魚漁業の許可は、許可区域において独占的に漁場の利用を許可しているものではないため、採捕の際には施設管理者の指示に従うことや一般の方を漁場から排除することはできないことを、漁業従事者に理解させること
  - ※立ち入りの制限海域がある場合、それについては遵守すること（特に、浦戸湾、高知新港）
  - ※大型船の入出港で危険な海域があるので、それについては注意、配慮をすること
  - ※上記の公益上の支障がある場合などは区域から外すことも検討
- 操業区域が分かりにくい場合には、許可を受けた者は施設管理者の許可を受けて、目印（木柱又は灯り）等を設置し、操業区域外での操業をさせないこと
  - ※設置する場合には、目印地点が間違いないかを確認

## 注意事項

- 占有の許可を受けずに堤防等で施設又は工作物を新設し、又は改築することは禁止されていることを漁業従事者に理解させること（例：アンカーの打ち込みなど）



※上記の行為は海岸法、河川法及び高知県海岸管理条例に違反（罰則の対象となるおそれ）

- ・海岸法及び河川法：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ・高知県海岸管理条例：5万円以下の過料

※改善が見られない場合などは、うなぎ稚魚漁業の操業区域から外すことも検討

※図のような構造物が確認されている場所：

香西、甲殿川、新莊川、岸本川放水路、赤岡、奈半利港、室津港など

□ 漁協が許可を受けようとする場合には、以下に注意すること

①漁業を営むことに対する組合員の書面又は電磁的方法による同意（準組合員を含む2/3以上）

②定款の変更（うなぎ稚魚漁業を自営業として行うことを記載）

※総会の特別議決（正組合員の過半数が出席し、その2/3以上の多数決）が必要

③うなぎ稚魚漁業に従事する者の1/3以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者